

●香川県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月17日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 鴨川停車場五色台線（180号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市高屋町字東山861番1 地先から	前	6.2~7.9	74	道路局部改修事業による 現道拡幅及び余剰地の不 用物件化
坂出市高屋町字東山2032番54 地先まで	後	9.2~10.0	74	

- 4 供用開始の期日 令和5年3月17日